

第1回

三次市下水道使用料等検討委員会

令和2年11月25日

三次市福祉保健センター4階

ふれあいホール

1) 検討委員会の設置目的等

★三次市下水道使用料等検討委員会設置要綱

第1条 下水道事業の円滑な運営を図るため、三次市下水道使用料等検討委員会を設置する。

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議検討し、その結果を市長(管理者)に報告する。

- (1) 下水道使用料等の改定等に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

1) 検討委員会の設置目的等

【なぜこの時期か】

- ・平成16年4月市町村合併以降, 下水道(汚水処理)施設の使用料について統一した基準に基づいた見直しがされていない。
- ・各種事業の施設整備が完了し, 将来の維持管理経費や収入見込み等を推計しやすくなった。
- ・平成31年度(令和元年度)から公営企業会計を導入し, 各種財務データ等を把握しやすくなった。

2) 検討委員会での検討内容

- **第1回 現状の把握・問題点の確認**
- **第2回 処理施設等の視察**
- **第3回 問題の解決に向けた基本的な考え方の整理**
- **第4回 解決案の検討**
- **第5回 最終解決案の確認**

3) 下水道(汚水処理)の目的・役割

- ① 公衆衛生の向上
- ② 公共用水域の水質保全
- (③ 浸水防除)

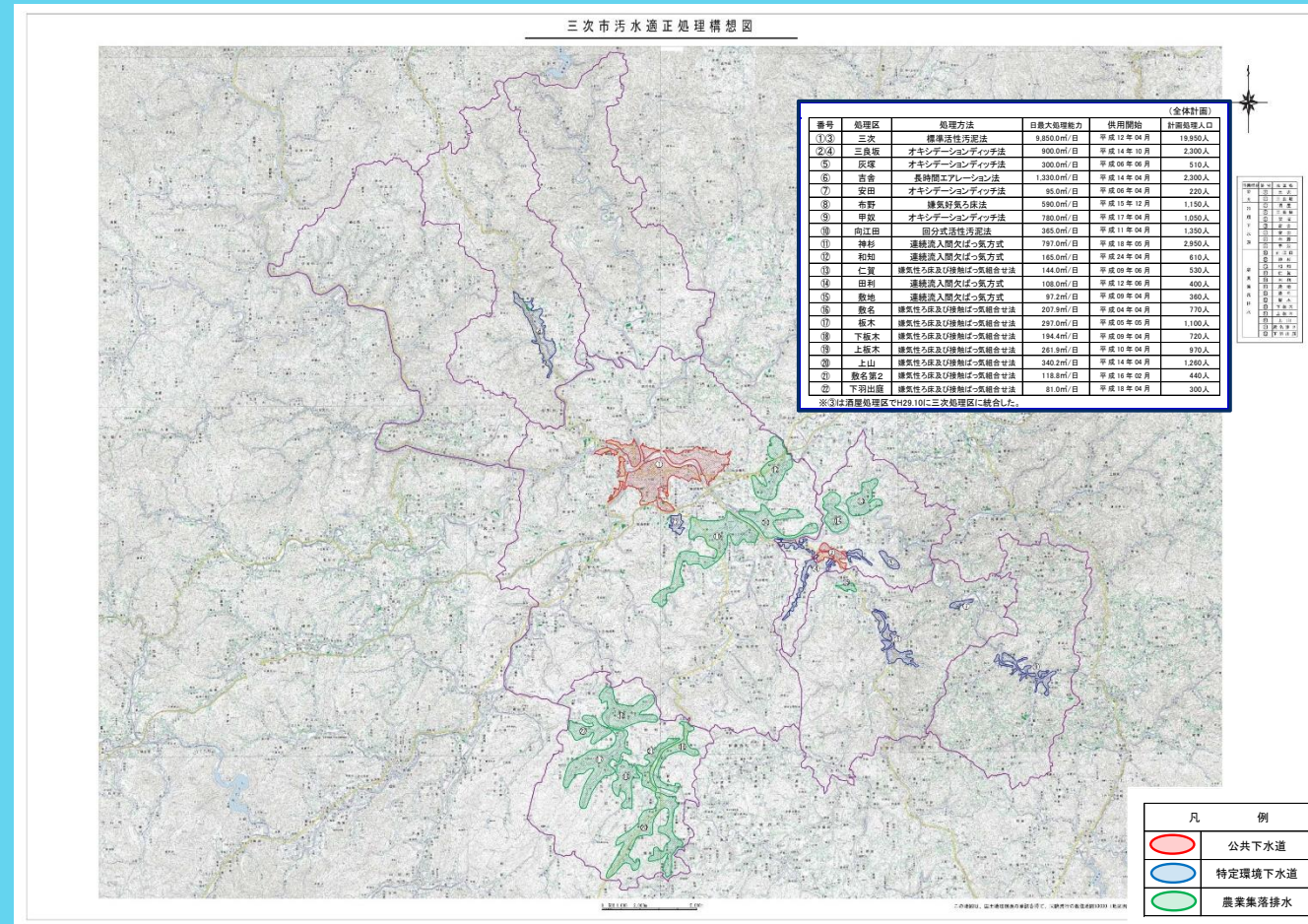
4) 事業名(略称)について

事業名	略称
① 公共下水道	公 共
② 特定環境保全公共下水道	特 環
③ 農業集落排水施設	農 集
④ 特定地域生活排水処理施設 (市設置浄化槽)	特 排
⑤ 浄化槽 (個人設置浄化槽)	浄化槽

5) 本市下水道(汚水処理)の現状

事業	対象区域等	所管省
① 公共	主に市街地	国土交通省
② 特環	上記以外の区域	国土交通省
③ 農集	農業振興地域等	農林水産省
④ 特排	自治体が設置・管理	環境省
⑤ 浄化槽	個人が設置・管理	環境省

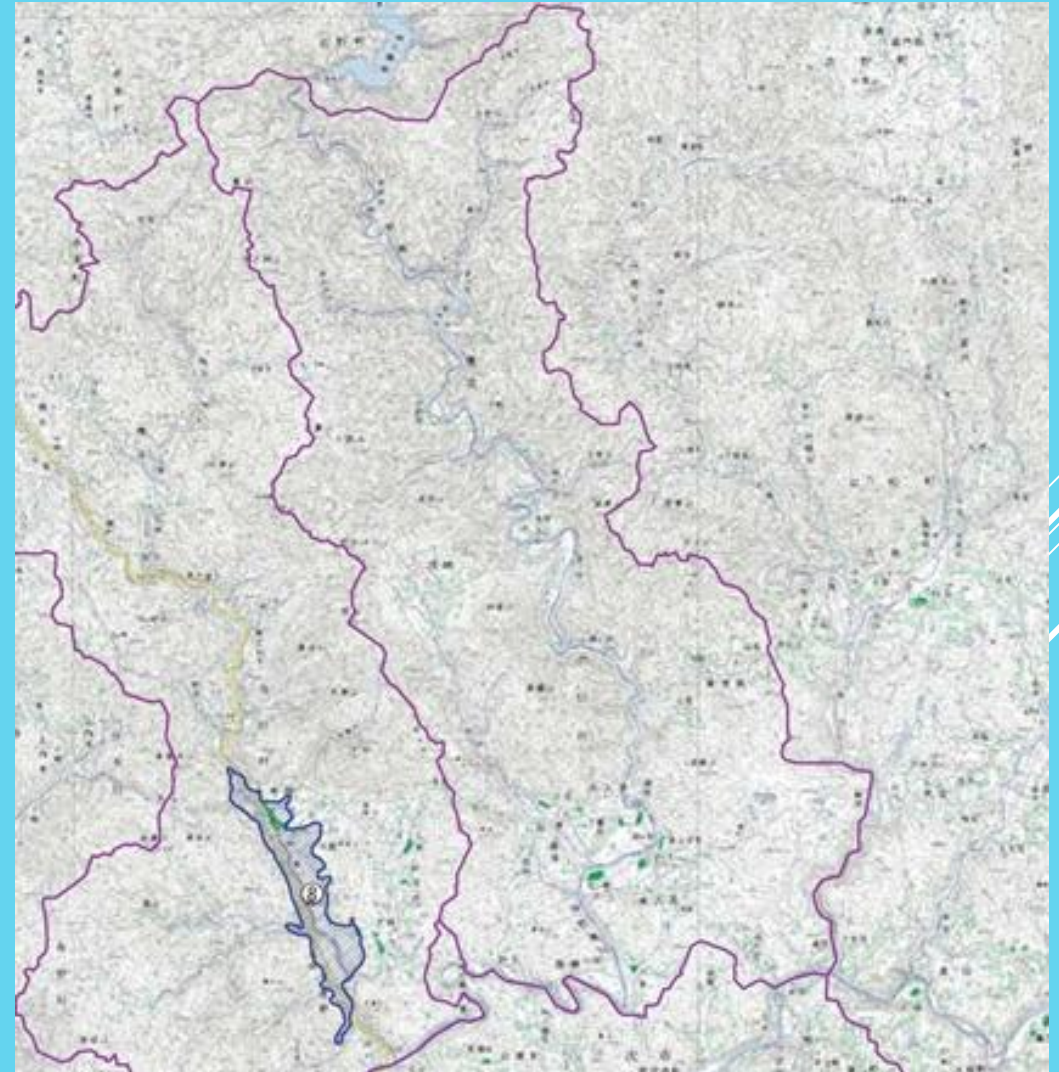
5) 本市下水道(汚水処理)の現状



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

君田町の状況 (R 1 末 : 1,465人)

事業名	対象エリア	規模等	普及率
特排	全域 (期間)	425人	65.2%
浄化槽	全域	530人	
計		955人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

布野町の状況 (R 1末: 1,420人)

事業名	対象エリア	規模等	普及率
特環	布野処理区	796人	85.7%
特排	その他の区域(期間)	361人	
浄化槽	その他の区域	60人	
	計	1,217人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

作木町の状況 (R1末: 1,276人)

事業名	対象エリア	規模等	普及率
浄化槽	全域	917人	71.9%



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

吉舎町の状況 (R1末: 3,646人)

事業名	対象エリア	規模等	普及率
特環	吉舎処理区	1,467人	72.9%
	安田処理区	150人	
農集	敷地地区	140人	
浄化槽	その他の区域	900人	
	計	2,657人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

三良坂町の状況 (R 1 末 : 3,103人)

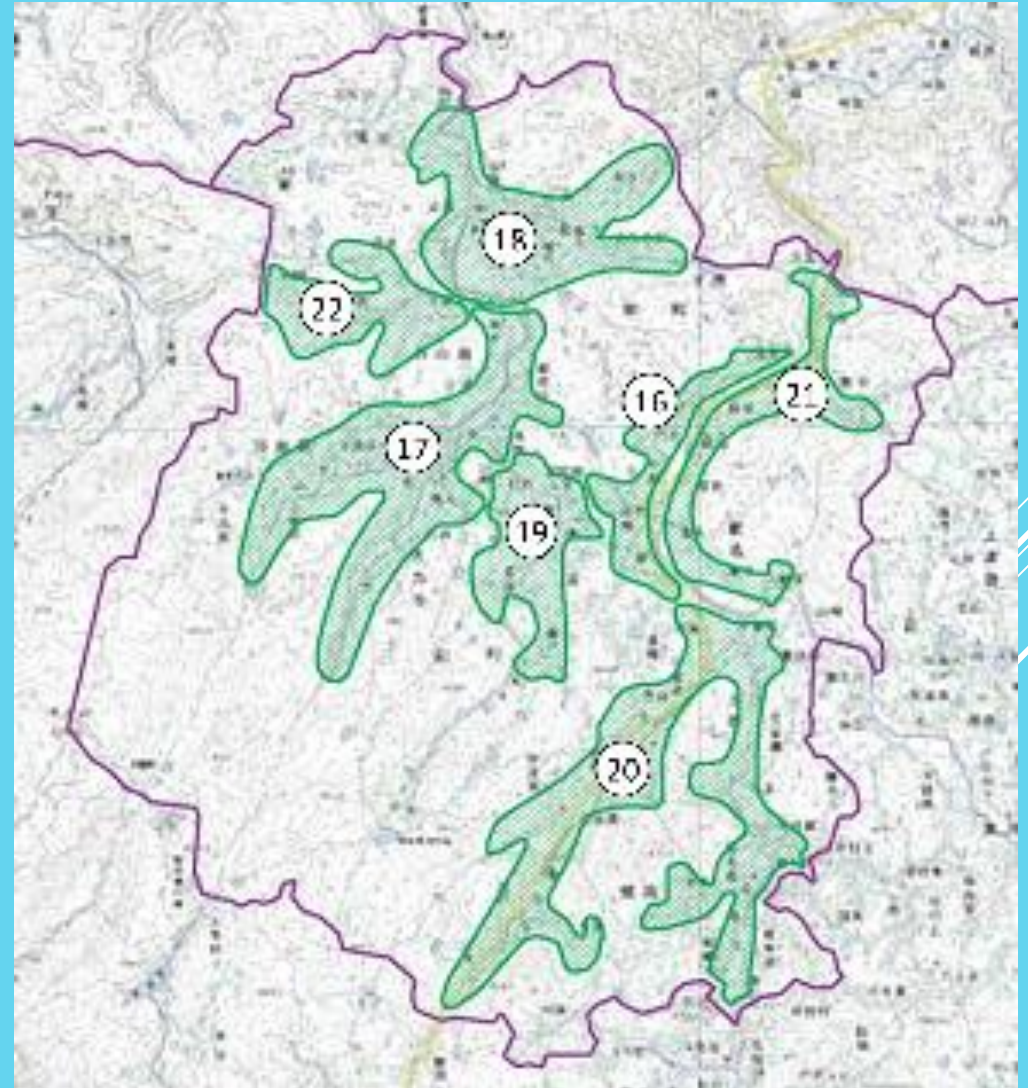
事業名	対象エリア	規模等	普及率
公共	三良坂処理区	1,593人	97.6%
特環	三良坂処理区	360人	
	灰塚処理区	353人	
農集	仁賀地区	319人	
	田利地区	228人	
浄化槽	その他の区域	176人	
計		3,029人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

三和町の状況 (R 1 末 : 2,736人)

事業名	対象エリア	規模等	普及率
農集	7地区	2,503人	99.0%
特排	各地区の一部	180人	
浄化槽	その他の区域	25人	
計		2,708人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

甲奴町の状況 (R 1 末 : 2,363人)

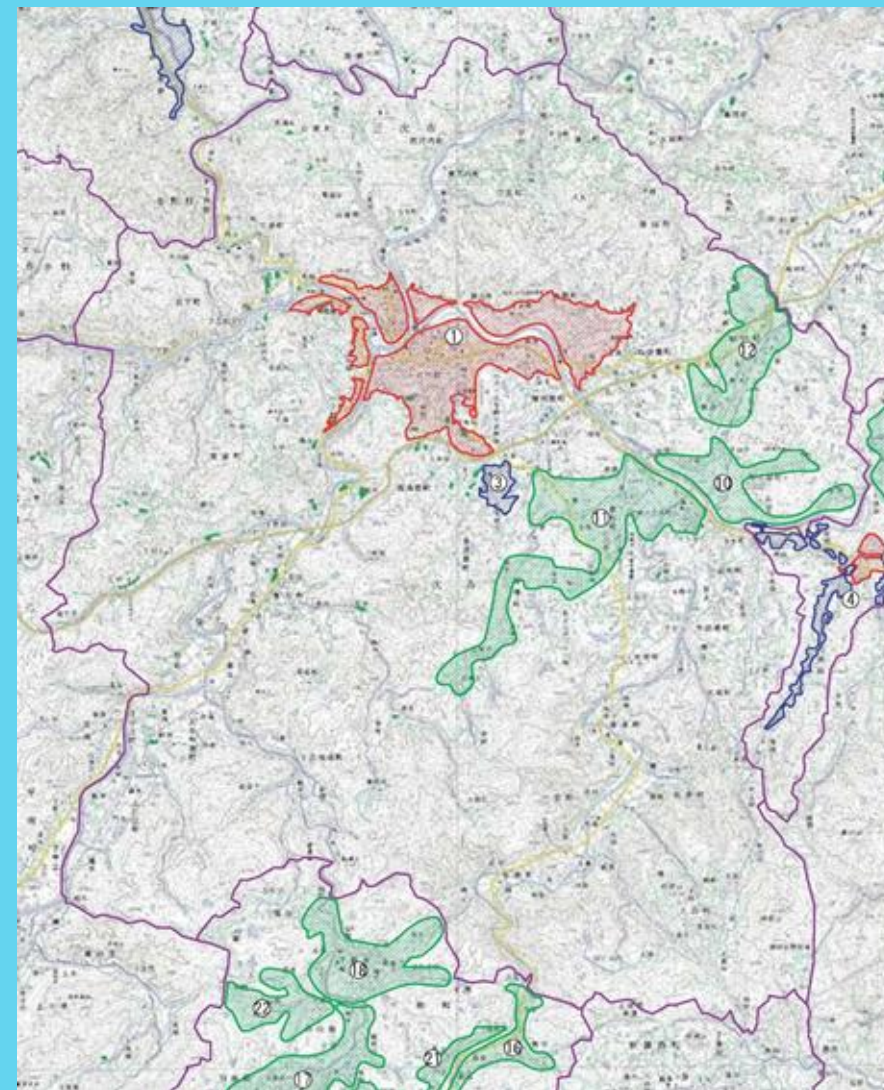
事業名	対象エリア	規模等	普及率
特環	甲奴処理区	850人	73.8%
浄化槽	その他の区域	893人	
計		1,743人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

旧三次市の状況 (R 1 末 : 35,498人)

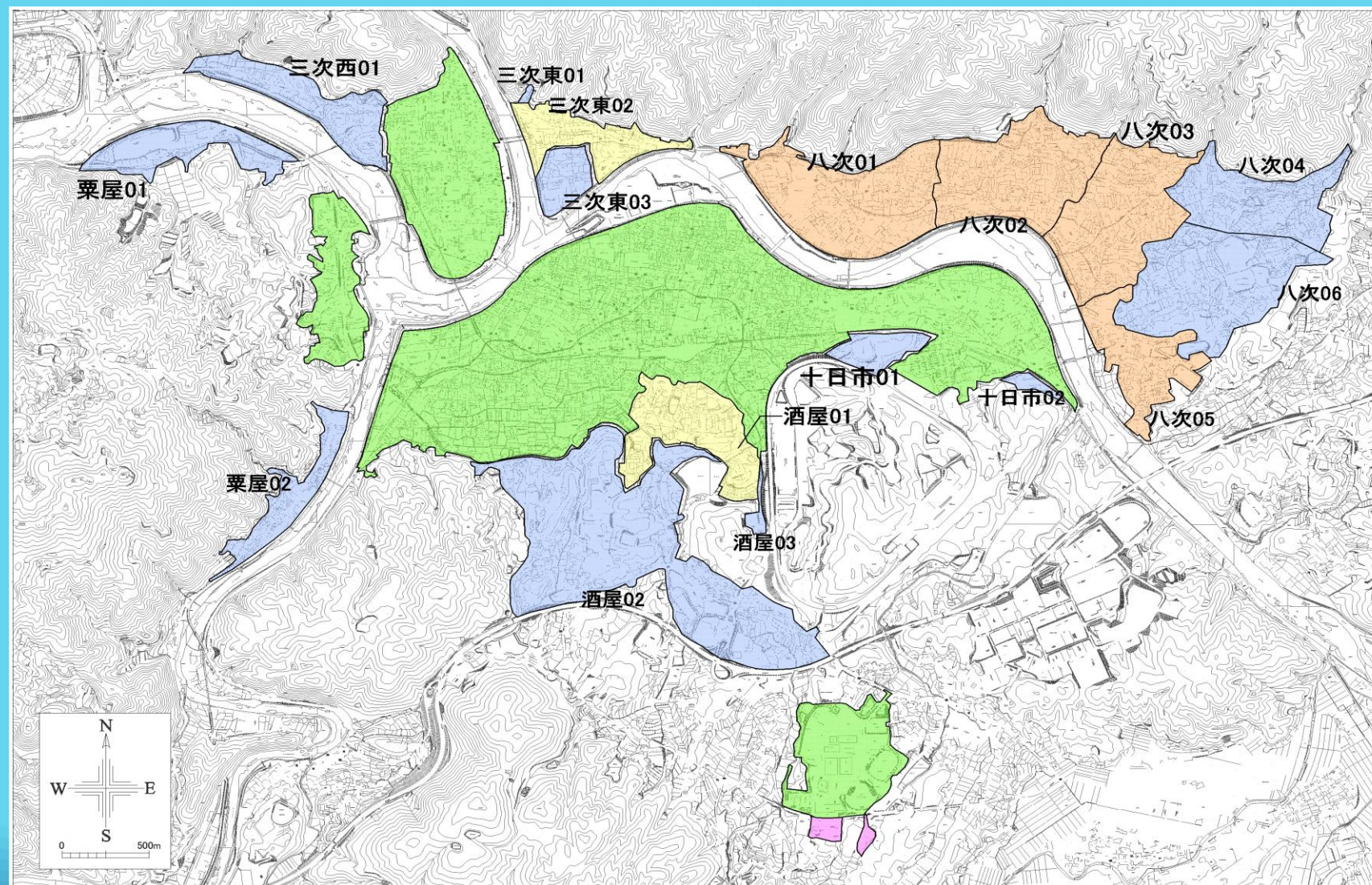
事業名	対象エリア	規模等	普及率
公共	三次処理区	14,641人	77.6%
農集	向江田地区	848人	
	神杉地区	1,766人	
	和知地区	579人	
特排	農集地区一部	70人	
浄化槽	その他の区域	9,634	
	計	27,538人	



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

公共下水道
三次処理区
の状況

全体計画
1,010ha
⇒ 690.8ha



5) 本市下水道(汚水処理)の現状

市全体の状況 (令和元年度末現在)

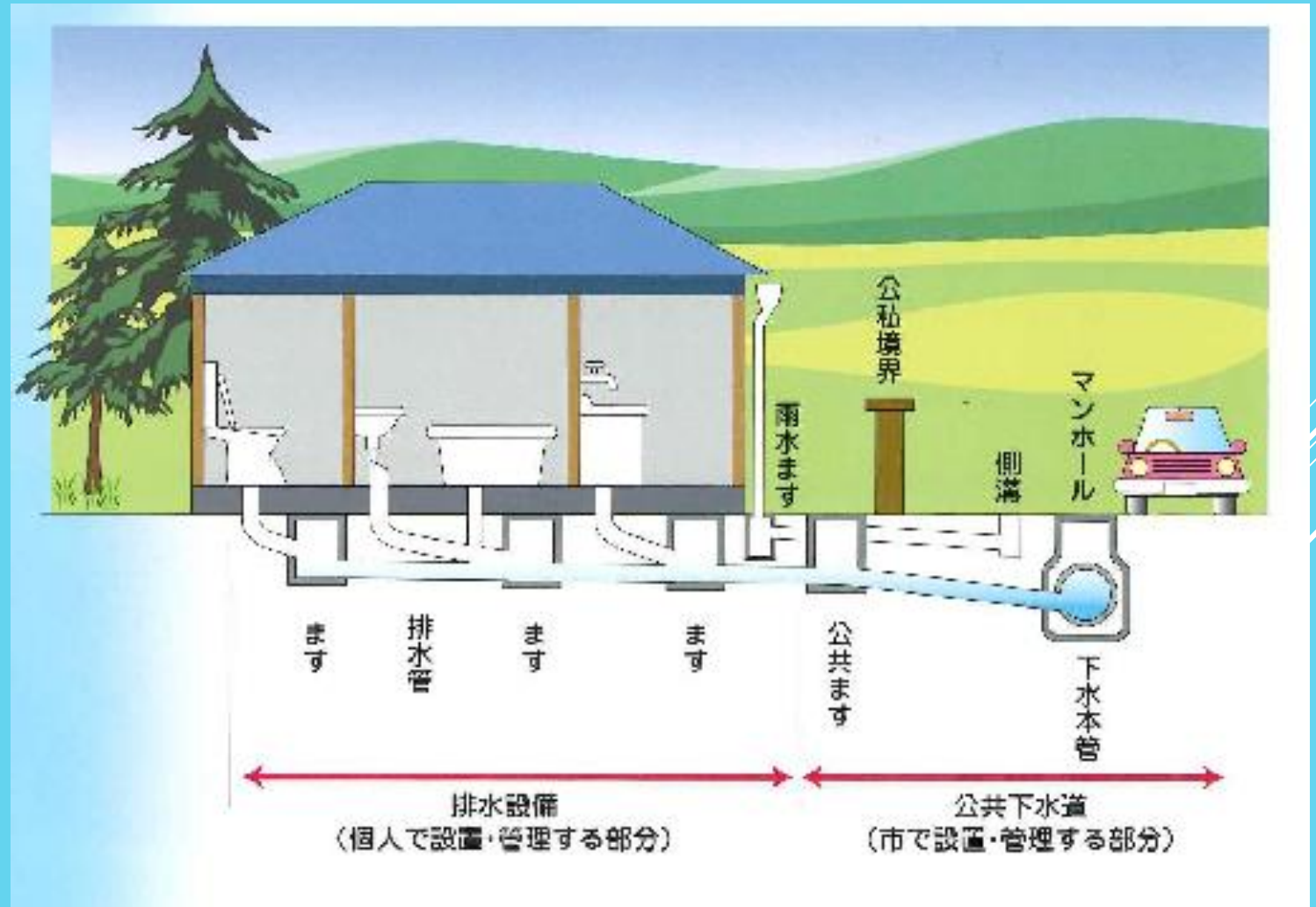
事業	処理人口(人)	構成比(%)
① 公共	16,594	32.2
② 特環	3,616	7.0
③ 農集	6,383	12.4
④ 特排	1,036	2.0
⑤ 浄化槽	13,135	25.5
⑥ その他	10,743	20.9
計	51,507	100.0

汚水処理人口
40,764人

汚水処理人口
普及率
79.1%

6) 排水設備・排水設備工事について

- ・「公共ます」までは市が責任をもって設置する。
- ・「公共ます」から建物側の排水管等を排水設備という。排水設備工事費は個人負担。



7) 受益者負担金(分担金)について

- ・ 下水道が整備されると、土地の高度利用、便益性の増加等の利益が生まれる。下水道事業により利益を受ける者（受益者）がその経費の一部を負担することが公平負担の要請に合致するとの考え方から設けられた。（都市計画法第75条）

7) 受益者負担金(分担金)について

事業区分	負担金(分担金)	対象エリア等
公共	1 m ² 当たり600円	◇三次処理区
特環	1戸当たり30万円	◇布野・吉舎・安田・三良坂・ 灰塚・甲奴の6処理区
農集	公共ます1箇所当たり 30万円	◇旧三次市・吉舎町・三良坂町・ 三和町で計13地区
特排	1箇所(10人槽まで) 15万円	◇旧三次市・君田町・布野町・ 三和町

8) 使用料について

- ◆従量制（→三次処理区・三良坂処理区）
...水道で使用した水がほぼ全て下水道に流入することを前提に，水道使用量から下水道使用料を算定する。
- ◆人数制（→上記以外の処理区等）
...下水道使用量は世帯員数に比例すると考え，世帯員数で下水道使用料を算定する。

8) 使用料について

◆従量制 (→三次処理区・三良坂処理区) ※税抜き

基本料金	超過料金		
8m ³ まで 1,040円	9m ³ ～ 20m ³	1 m ³ につき	140円
	21m ³ ～ 50m ³	1 m ³ につき	160円
	51m ³ ～100m ³	1 m ³ につき	180円
	101m ³ ～200m ³	1 m ³ につき	200円
	201m ³ ～	1 m ³ につき	230円

8) 使用料について

◆従量制 (→三次処理区・三良坂処理区)

【計算例】 1月に25m³の水道を使用した家庭

- ・基本料金 ... 1,040円 (8m³まで)
 - ・超過料金① ... 1,680円 (140円×12m³)
 - ・超過料金② ... 800円 (160円×5m³)
-
- 計...3,520円 (税抜き)

8) 使用料について

◆人数制 (→特環・農集の使用料) ※税抜き

基本料金	超過料金
2,600円	1人につき 650円

◆人数制 (→特排の使用料) ※税抜き

基本料金	超過料金
2,500円	1人につき 800円

8) 使用料について

◆人数制 (→特環・農集のエリア)

【計算例】世帯員3人の家庭の1月分使用料

- ・基本料金 ...2,600円
 - ・人数料金 ...1,950円 (650円×3人)
-
- 計...4,550円 (税抜き)

8) 使用料について

◆使用料の比較

(平均的な家庭...世帯員**2.2人**・水道20m³/月使用)

事業区分	使用料 (税抜き)	対象エリア等
公共	2,720円	◇三次処理区・三良坂処理区
特環	4,030円	◇布野・吉舎・安田・灰塚・甲奴の6処理区
農集	4,030円	◇旧三次市・吉舎町・三良坂町・三和町で計13地区
特排	4,260円	◇旧三次市・君田町・布野町・三和町

8) 使用料について

◆【参考】浄化槽（個人設置）の維持管理費

年間維持管理経費（超コンパクト型5人槽）

維持管理業務	38,600円	・業者への業務委託
法定検査	5,400円	・通常5,000円/年 ・5年に1回7,000円/年
電気代・修繕料	—	・電気代やブローア—修繕料等
計	44,000円	

→1月当たり**3,667円**（44,000円÷12月）＋**α**（電気代・修繕料）

9) 下水道事業会計について

- ◆平成16年4月 市町村合併 2つの特別会計に集約
 - ①三次市下水道事業特別会計
(公共下水道事業+特定環境保全公共下水道事業)
 - ②三次市農業集落排水事業特別会計
(農業集落排水事業+特定地域生活排水処理事業)
- ◆平成31年4月 4事業全てを統合して公営企業会計化
 - ・三次市下水道事業会計

9) 下水道事業会計について

◆平成31年度（令和元年度）決算書から

※税抜き

収益的収支（千円）			資本的収支（千円）		
収入	使用料	494,573	収入	企業債	502,200
	一般会計補助金	892,449		国県庫補助金	105,650
	長期前受金戻入	731,101		受益者負担金	43,091
	その他	156,062		その他	84,334
	計	2,274,185		計	735,275
支出	施設管理経費	544,626	支出	建設改良費	269,087
	総係費	144,185		企業債償還金	944,144
	減価償却費	1,270,199			
	支払利息	167,828			
	その他	24,529			
	計	2,151,367		計	1,213,231

10) 附属資料について

11) 問題点の整理について

1) 使用料の格差について

- ①公共, ②特環・農集, ③特排の平均使用料額に格差が生じている。

事業区分	使用料 (税抜き)	割合
公共	2,720円	1.00
特環・農集	4,550円	1.67
特排	4,900円	1.80

11) 問題点の整理について

2) 一般会計繰入金について

- ・毎年度、高額の「基準外繰入金」が発生している。

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
基準内	897	1,031	1,115	710	700
基準外	588	181	299	509	252
計	1,485	1,212	1,414	1,219	952

11) 問題点の整理について

3) 経費回収率について

- ・ 100%が望ましい「経費回収率」が低い。

	公共	特環	農集	特排	計
R1年度 経費回収率	87.13	55.77	58.67	51.67	70.07

11) 問題点の整理について

4) 人数制について

- ・ 井戸水等を利用する特環・農集については人数制を採用している。
- ・ 人数把握においてトラブルが多い。
- ・ 使用料としては従量制が望ましい。